

令和七年三月度 御報恩御講拝読御書

松野殿御返事〔異称：十四誹謗抄〕

建治二年十二月九日

五十五歳

御文に云はく、此の経を持ち申して後、退転なく十如是・自我偈
を読み奉り、題目を唱へ申し候なり。但し聖人の唱へさせ給ふ題目
の功德と、我等が唱へ申す題目の功德と、何程の多少候べきや
と云云。更に勝劣あるべからず候。其の故は、愚者の持ちたる金
も智者の持ちたる金も、愚者の燃せる火も智者の燃せる火も、其
の差別なきなり。但し此の経の心に背きて唱へば、其の差別有
るべきなり。

令和七年三月度 御報恩御講 『松野殿御返事』

(御書一〇四六頁 一行目～一四行目)

【通釈】

お手紙に、「この法華經を受持してから、退転することなく方便品と寿量品の自我偈を奉読し、題目を唱えています。(そこでおたずねしますが) 聖人の唱えられる題目と、我等の唱える題目の功德には、どれほどの多少があるのでしょうか」とあった。決して功德に勝劣があるわけではない。その理由は、愚者の持つ金(こがね)も智者の持つ金も、愚者の灯す火も智者の灯す火も、そこに差別はないのと同じである。ただし、法華經の心に背いて題目を唱えるならば、そこに差別が生ずるのである。

【主な語句の解説】

十如是…ここでは法華經方便品第二のこと。十如とは色心のあり方やそのはたらきを示したものであり、如是相・如是性・如是体・如是力・如是不・如是因・如是縁・如是果・如是報・如是不本末究竟等の十をいう。

自我偈…法華經如来寿量品第十六の「自我得仏来」から「速成就仏身」までの文。偈は偈頌(げじゆ)の意で、仏の徳や教理を賛嘆する詩節のこと。仏身の常住と依報の国土の常住を説く。

十四誹謗…正法に対する十四種の誹謗のこと。

- ① 憍慢(きょうまん) 驕り高ぶって正法を侮ること
- ② 懈怠(けたい) 仏道修行を怠ること
- ③ 計我(けいが) 自分勝手な考えで仏法を推し量ること
- ④ 淺識(せんしき) 浅はかな知識で正法を判断し、深く求めないこと
- ⑤ 著欲(じやくよく) 欲望に執着して正法を軽んじること
- ⑥ 不解 正法を理解しようとしないうこと
- ⑦ 不信 正法を信じないこと
- ⑧ 輕慢(けいまん) 顔をしかめ正法を非難すること
- ⑨ 疑惑 正法を疑うこと
- ⑩ 誹謗 正法を謗ること
- ⑪ 輕善(けいぜん) 正法を受持する者を輕蔑すること
- ⑫ 憎善(ぞうぜん) 正法を受持する者を憎むこと
- ⑬ 嫉善(しつぜん) 正法を受持する者を嫉むこと
- ⑭ 恨善(こんぜん) 正法を受持する者を恨むこと

【背景と大意】

本抄は、大聖人身延入山二年後の建治二(一二七六)年十二月九日、大聖人御年五十五歳の時、弟子の三位房を使いとして、庵原郡松野(現在の静岡県富士市)の郷主・松野六郎左衛門に与えられたお手紙です。さきに、松野殿から届いた質問に対する返書で、その内容から「十四誹謗抄」との異称があります。

本抄では、僧俗ともに十四誹謗を犯さないよう誠め、さらに法を求める心の大切さを教えられる中で、雪山童子の故事を詳述されています。また、出家者には不自信身の弘法を、在家者には真剣な唱題、御供養、随力弘通の大事を教示されます。最後に、その実践により、臨終における成仏があることを説かれています。